

令和5年11月2日招集

令和5年11月

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合

提 出 議 案 一 覧

議案番号	件 名	頁
議案第12号	令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第13号	令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第14号	令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	3
議案第15号	令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	4
議案第16号	滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例の一部を改正する条例について	5

(備考) 次に掲げる議案書については、別冊にて調製しております。

議案第12号 令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合会計歳入歳出決算書

議案第13号 (一般会計及び後期高齢者医療特別会計)

(主要な施策の成果に関する説明書及び歳入歳出決算審査意見書)

議案第14号 令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算書(第1号)

議案第15号 令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算書(第2号)

議案第12号

令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
の認定について

令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和5年11月2日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福井正明

議案第13号

令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和5年11月2日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福井正明

議案第14号

令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)

令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)を別冊
のとおり提出する。

令和5年11月2日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福井正明

議案第15号

令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月2日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福井正明

議案第16号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例
の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例の一部を
改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月2日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福井正明

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例の一部を改正する
条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例（平成25年滋賀
県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部
を処分することができる。

- （1） 保険給付のための財源に充てるとき。
- （2） 保健事業のための財源に充てるとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する基金の設置目的を達成するため
に必要な財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。